

国立市障害者福祉システムの標準化 に関する情報提供依頼(RFI)

2025 年 11 月

国立市 健康福祉部 しょうがいしゃ支援課

1 背景・目的

(1) 背景

国立市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号、令和3年9月1日施行)」および「標準化基本方針」(令和4年10月デジタル庁公表)に則り、令和8年3月までに国が標準仕様書を示す20業務の業務システムを当該仕様に準拠したシステムへ移行するため、庁内に推進体制を立上げ、標準準拠システムへの移行を順次進めているところです。

現在、国立市で運用している障害者福祉システムにつきましては、標準準拠システムに対応されないため、新たに標準準拠システムに対応する障害者福祉システム(以下「障害者福祉システム(標準準拠版)」という。)を調達する必要があります。

(2) 目的

本情報提供依頼(RFI)は、障害者福祉システム(標準準拠版)の導入に向けて、システム移行の対応、国立市に対する提供時期およびシステムの導入経費および利用料、運用保守等の経費等の情報を事業者から幅広く情報提供いただき、今後の確実な障害者福祉システム(標準準拠版)の導入を進めることを目的としています。

また、標準準拠対象外業務についても対象業務と同じシステムで一体的に稼働できるようシステムの再構築を行うことを目指していることから、併せて情報提供依頼を行います。

2 提供資料一覧

本情報提供依頼に関して国立市から提示する資料は次のとおりです。

資料名称	概要
情報提供依頼書	本資料
様式 1 回答票	貴社からの回答をいただく書類
様式 2 質問票	情報提供依頼に関する質問書

3 情報提供依頼のスケジュール

(1) 回答票の提出期限

令和7年12月19日(金)午後5時まで

(2) 質問票受付期限

令和7年12月9日(火)午後5時まで

(3) 質問票回答期限

令和7年12月12日(金)午後5時まで

4 情報提供依頼内容

本情報提供依頼(RFI)では、対象範囲を次のとおりとします。

(1) 対象範囲

障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(令和7年8月)

および標準化対象外事務等

(2) システム提供可能時期

障害者福祉システム(標準準拠版)及び標準化対象範囲外事務等を含む障害者福祉システムの提供可能時期

(3) 標準化導入等に係る概算費用

(4) システム概要と稼働までのスケジュール

※また、ご提示・ご提案につきましては「様式1 回答票」にご入力ください。ご回答に当たりましては、貴社様式で作成した資料を追加いただいても構いません。

5 回答方法

本情報提供依頼(RFI)に関する回答は、下記の宛先及び件名で以下の要領にて電子メールでご提出ください。

- ・提出資料 様式1 回答票
- ・提出期間: 令和7年12月19日(金)午後5時まで
- ・宛 先: 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課手当・給付係
sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp
- ・件 名: 「【提出】障害者福祉システム標準化 RFI(貴社名)」

※また、国立市から指定した様式に加え、参加者における各項目でのご提案等がある場合には、ご提案内容を示した資料の添付をお願いします。

6 本情報提供依頼(RFI)に関する質問等

本情報提供依頼(RFI)に関する質問は、下記の宛先及び件名で以下の要領にて電子メールでご提出ください。

- ・受付期間： 令和7年12月9日(火)午後5時まで
- ・質問方法： 様式2 質問票に入力いただき、下記の宛先及び件名にて電子メールでご提出ください。
- ・宛 先： 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課手当・給付係
sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp
- ・件 名： 「【質問】障害者福祉システム RFI(貴社名)」としてください。

7 現行システムについて

(1) 現行システム

国立市において導入している現行の障害者福祉システムは以下のとおりです。

No.	システム名	パッケージ名	導入事業者
1	障害者総合支援(障害者福祉)	福祉総合システム 「ふれあい」	北日本コンピューター サービス株式会社

(2) 運用状況

① 標準化対象範囲事務

身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳に関する申請状況や等級などの管理。障害福祉サービス、児童福祉法のサービス等の受給者管理、給付管理。自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給決定情報の管理。補装具申請や審査情報、支払情報などの管理。国手当の申請や審査情報、支払情報などの管理(特別児童扶養手当は他部署で管理)。

② 標準化対象範囲外事務

- ・心身障害者医療費助成制度(マル障)管理機能 (東京都)
- ・福祉手当管理機能(東京都／市独自)

- ・地域生活支援事業管理機能(日常生活用具)

※上記、標準化対象範囲外事務についても現行の障害者福祉システムで管理・運用しています。

③ その他の事業

また、以下の事業については現在別のアプリケーションによって管理を実施しておりますが、今後障害者福祉システム(標準準拠版)での運用を希望しています。

- ・移動支援事業(市独自)
- ・日中一時支援事業(市独自)
- ・難病医療費助成事業(市独自)

8 前提条件

- (1) 調達する本システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、「標準準拠仕様書等(※1)」に準拠していることとします。

※1「標準準拠仕様書等」とは主に、以下に示す「基本方針」及び「仕様書等」を指します。なお、改版された場合も対象となります。また、国から守るべき要件として新たに追加提示された資料についても、これに含むものとします。

- ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」
- ・「障害者福祉システム標準仕様書 第 5.0 版(令和 7 年 8 月)」
- ・「クラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン」
- ・「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」
- ・「公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」

- (2) 日本国内に本店、支店・営業所を有しており、本市同等以上の人口規模(7 万人以上)の自治体にて、標準化対象業務に係る該当のシステムを導入・保守サポートをしていること。

※今後の調達(公募型プロポーザルを想定)の際は、都内自治体でのパッケージ導入実績を有することや、首都圏に事業所等を有すること等の条件を付する場合があります。

- (3) ガバメントクラウド上に構築されたシステムとして利用できること。

- (4) 令和9年3月末までに標準準拠システムの稼働が可能であること。

9 その他（情報提供依頼に関する留意事項）

- (1) 本依頼の実施を持って、本市が調達を行うことを約束したり、回答者に特別の地位を約束するものではありません。
- (2) 資料提出いただいた回答者に対して、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様等に反映する場合があります。
- (4) 本依頼書の実施に要する一切の費用は、回答者の負担とします。
- (5) 提出された資料は、返却しません。
- (6) 本依頼書に係る情報は、貴社からの本市への情報提供を行うためにのみ利用し、第三者への開示や他の用途への流用は行いません。
- (7) 提出された情報は本市の障害者福祉システム(標準準拠版)への移行を計画するための参考としてのみ利用し、他の用途には利用しません。

以上